

第25回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年2月6日（金）午後1時15分～午後2時45分

第2 場所

福島地方裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

岩渕敬，太田久弥，菅野篤，潮見直之，鈴木二三子，高橋讓（委員長），中野重孝，福島哲仁，力丸美彦，渡邊ゆり（五十音順，敬称略）

2 説明者

門脇民事首席書記官，星刑事首席書記官，渡邊事務局長，井筒事務局次長，小抜総務課長

3 係員

小抜総務課長，山口総務課広報係長

第4 開会等

所長挨拶，委員の交代，新任委員の紹介等

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

1 委員長の選任

規則第6条3項により委員長代理に指名されている潮見委員が委員長選任までの議事を進行した。

委員から高橋委員を委員長に推挙する意見があり，高橋委員が委員長に選任された。

2 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

～一般女性が持っている裁判所への思い～

○ 義務教育のときに三権分立を学んだが，成人してもなお，裁判所は他の二機

関と比べて一般人にとって遠い存在のようである。一般女性が裁判所に抱くイメージについて、周りの人に聞いたところ、特に、地方に暮らす中高年の一般女性にとっては、裁判所は、関わりたくないところ、悪いことをしたら呼び出される嫌な場所とされている。裁判所の広報行事が開催されていることも知らない人が多い。一方で、調停委員に知り合いがいるような人にとっては、裁判所は身近な存在であり、その内容はよく知らなくても、「公平」「冷静」「国民の権利」などというイメージを持っている。また、比較的若い社会人女性にとっては、特に怖いところというイメージはなく、何かトラブルがあったときには裁判所で対処する方法があるという認識は持っているが、さほど身近な存在でもないようだ。女性にとっては、住んでいる環境や自分との関わりの有無によって、裁判所に対する思いは大きく異なるようだが、裁判所を怖くて嫌なところと感じている人が、裁判所の手続が本当に必要になったとき、裁判所の存在を思い出すかどうかは疑問である。しかし、その一方、裁判を当たり前のこととして受け止めている世代も確実に育ってきていると感じている。

- 裁判所は、個人レベルでは解決できないような問題に直面しない限り、関わることはない。裁判所の業務内容等をもう少しPRした方がよいと思う。具体的には、もっと積極的に外部に出て広報活動を行うことが必要なのではないか。
- 最近、小中学生向けの裁判所見学ツアーを実施しているようだが、そのように世代に応じた見学会を開催してもらいたい。法廷などを見てもらうことはいい機会になると思う。
- 学校の社会科の授業に裁判官が出向いて説明をするのもいいと思う。子供の頃から裁判の仕組みについて学んでいれば、考え方や物の受け取り方が変わってくると思う。
- 問題を抱えて弁護士に相談に来る人は、どこにどういう相談をしたらいいかわからないという方が多い。裁判所の役割をどうPRするかというのは非常に難しい。トラブルを抱えていない人にとっては関心がないからである。裁判所

以外にも様々な解決機関があるが、そういったところにどうやってつなげていくかという問題もある。法テラスがそういった役割を担うことにはなっているが、現実には法テラスも知らないという方が多い。

- 裁判所では、どの程度相談を受けてもらえるのか。
- 裁判所の窓口では、個々の内容について可否を言うなどの法律相談はできないが、どういう手続があるのか、どういう手段を取り得るのかという手続案内の限度で対応している。
- 簡裁、地裁、家裁の各窓口では、手続案内を日々行っている。
- 裁判所側では、そもそもどこまで裁判所が国民にとって身近なものになるべきと思っているのか。
- 裁判所がどこまで身近であるべきかというのは、裁判所が最終的な判断機関でもあることから、一言で言うのは難しいところである。刑事事件、民事事件でも意味合いが異なり、家裁も地裁や簡裁とはその位置付けが異なる。ただ、裁判所で何を行っているのかについては、広く知っていただきたい。
- 裁判所が本当に必要なときに、選択肢の一つとして出てきていない状況というのは、裁判所としては、解決しなければならない問題だと思う。長く裁判所の中にいる者として、民事裁判も、民事調停も、家裁の手続もある裁判所に対し、刑事裁判しかやっていないかのような認識を持つ方が一定程度いることは、一種の驚きであった。本当に困ったときに、裁判所は選択肢の一つとして選ぶことができる国の機関であるという認識を多くの方に持っていただくため、的確に、できるだけ広く情報提供をしていかなければならないと思う。
- 広報をしてきた結果である現状を把握することからスタートし、分かってもらうやり方を考え、伝え続けていくことが必要なのではないか。
- 裁判所に来庁した人に対して、福島地裁の本庁には、1階に案内の職員がいるので振り分けてもらえるが、支部にはそういった職員がいない。そのあたりはどうなっているのか。

- 支部では、1階にある事務室の職員が案内をしている。案内板表示もあるが、一般の来庁者にとって、案内板が見やすいものとなっているかどうか、改めて確認したい。

3 女性職員の管理職への登用について

- 男女共同参画社会を実現するための大きな柱の一つとして、様々な分野での女性の参画を推進する施策が実施されている社会情勢の中、国の機関である裁判所としても女性登用拡大を図る必要性がある。裁判所は以前から比較的女性が多い職場ではあったが、その後、採用者に占める女性の割合が増加し、現在は、職員の約40%が女性である。このような状態で、女性の管理職への登用が進まない、女性の能力を活用できないということは、裁判所の組織の運営、強化からも問題であると考えている。

なお、裁判所における女性職員の管理職への登用状況については、徐々に進んではいるものの政府目標の30%にはいまだ遠い状況にある。

現在、登用拡大に向け、次のような取組を行っている。

- ・ 男女共同参画研修、キャリアデザイン研修などの実施により、継続的に将来のキャリア形成について考える機会を付与
- ・ 女性職員のためのキャリアアップ相談窓口を設置し、目標となり得る女性管理職を相談員として配置し、女性職員が悩みを相談できる体制を整備
- ・ 超過勤務の縮減、働き方の見直しを行うなど、女性職員・男性職員共に働きやすい職場環境の整備
- ・ 仕事と育児・介護の両立支援制度の利用促進

登用拡大の隘路としては、家庭生活（育児・介護）との両立、広域異動、管理職業務への負担感などがあると考えている。

- 私の所属する団体では、女性職員の比率は高くはないが、男女を問わず家庭生活との両立をしている職員が多い。育児休業中の情報提供などフォローアップを行い、働きやすい環境を作るための取組を始めている。女性職員に対する

アンケートを行い、何が障害になっているのか、組織としてどのような手当が必要かを探っている。

- 私の所属する団体でも、女性の登用について積極的に取り組んでいる。目標値として、女性の登用の比率などを決めてはいるが、男性の方が優れているのに、目標に合わせるために無理に女性を登用するのは相当でなく、きちんとした評価がされる必要がある。管理職員の男女比としては、男性の方が圧倒的に多いが、それは女性の能力の問題というよりは、家庭の中で、実際に家事を負担するのは、やはり女性の方が多からであろうと思われる。そういう中で競争しろというのは女性に酷であり、家庭の中での男女共同参画が必要だと思う。正当な競争ができるような環境を作っていくことが重要である。
- 女性が社会に進出し、男性と互角に仕事をするということは、女性の価値を認めてくれる方法として良いことだと思うが、その一方で、子供はやはり母親を求めることが多く、子供の成長という面で見ると、良いことばかりではないと思う。祖父母世代の方が、できるだけ孫の面倒を見て、子供世代の手助けをしてもらえそうな社会が望ましい。それをしないしていると、女性の社会進出は頭打ちになってしまうのではないかと危惧している。
- 女性の社会参加、管理職への登用という問題は、裁判所など一官庁に限った問題ではなく、社会全体の問題で、社会に広く理解が進まないとは進められないと思う。裁判所は女性の登用がかなり進んでいると思うので、社会全体の底上げという意味でも、先頭に立って進めていただきたい。
- 女性の管理職登用が進まない理由について、管理職に魅力を感じないというよりは、育児等との両立を考えるとこなしきれないと考える人が多いように思う。
- 人によって、隘路は異なる。丁寧に聴き取って対応するとともに、女性・男性共に働きやすい職場環境を整えていきたい。

第6 次回（第26回）開催について

次のとおり了承された。

1 日時

平成27年7月6日（月）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所5階第1会議室

3 テーマ

(1) 法曹以外の委員から見た裁判所の運営について

(2) （追って定める。）

以 上